

長崎市障害福祉センター 団体登録の基準

【団体登録基準】※登録が可能な団体

- (1) 障害者団体、障害児の親の会、障害者中心のサークルなど
 - (2) 障害児者に関するボランティア団体
 - (3) 障害福祉の事業を行う施設、事業所、社会福祉法人、NPO 法人
 - (4) 特別支援学校（学級）
 - (5) 障害児者支援に関係する職能団体
 - (6) 医療法人、病院が運営する障害福祉の事業（所）
- ※（6）については事業（所）名での登録のみ登録可とします。

【登録の方法等】

登録を希望する者は、登録申請書、会則（またはそれに準ずるもの）を提出してください。なお、登録の有効期間は登録許可日から3年とし、3年を経過したものは更新を行ってください。

登録団体は施設利用にあたり、商品等の展示、宣伝若しくは販売など営利目的で利用しないでください。参加費等の徴収は1,000円以下とし、これを超えて参加者から費用を徴収する場合は原則、目的外使用（有料）の申請とします。ただし、長崎市が認めた場合はその限りではありません。